

やさしい中学公民 5-2 その3(p115~120)チェック問題 氏名

(1) 国会の種類には次のものがある。毎年 1 月に召集され、おもに次年度の予算を審議する〔①〕。  
 衆議院の解散による総選挙の日から 30 日以内に召集され、新たな内閣総理大臣を選ぶ〔②〕。内閣  
 が必要と認めたととき、または、いずれかの議院の総議員の 4 分の 1 以上の要求があったとき召集される  
 〔③〕。また衆議院の解散中に緊急の必要があるとき、参議院の〔④〕が開かれる。

(2) 国会の意思が決定される場である本会議では、定足数は総議員の〔① 3 分の 1 / 2 分の 1 / 3 分の 2〕以  
 上の出席とされている。また法律ができるまでの流れは次の通りである。内閣や国会議員から法律案が  
 出される。衆議院か参議院のどちらかに送られる。〔②〕で審議される。必要あれば専門家を招いて  
 意見を聞く〔③〕も開かれる。その後〔④〕で議決されたら後の議院に送られ、同じ流れで議決  
 される。衆議院でも参議院でも可決されれば、正式に法律となり、〔⑤〕が公布する。衆議院で可決、  
 参議院で否決の場合は、必要なら意見を合わせるための〔⑥〕が開かれる。それでも一致しなければ、  
 衆議院で出席議員の〔⑦ 3 分の 1 / 2 分の 1 / 3 分の 2〕が再び可決すれば、法律として成立する。

(1)①	(1)②	(1)③
(1)④	(2)①	(2)②
(2)③	(2)④	(2)⑤
(2)⑥	(2)⑦	